

～仙台市からのお知らせ～

# 仙台市国民健康保険、後期高齢者医療、 介護保険の一部負担金等の免除期間を延長します。

平成24年10月1日以降  
有効期限内の免除証明書を保険証と一緒に医療機関等の  
窓口で提示すると窓口負担は免除となります。

## 1 免除を受けることができる期限

- 東日本大震災による、国民健康保険及び後期高齢者医療の一部負担金免除証明書並びに介護保険利用者負担減額・免除認定証をお持ちの方
- 免除期限：平成25年3月31日まで**

## 2 免除期限の延長に関する手続き

- すでに免除証明書、免除認定書をお持ちの方には、仙台市から平成24年10月1日以降有効な免除証明書、免除認定書をお送りしていますので、**新たな申請の手続きをする必要はありません。**
- 新たに国民健康保険や後期高齢者医療に加入した方で、一部負担金の免除を受けようとする方や、新たに介護保険サービスを利用する方で、介護保険サービス利用料の免除を受けようとする方は、**お問い合わせ先の区役所または総合支所で申請が必要です。**

お問い合わせ先

- ・国民健康保険、後期高齢者医療制度については、  
各区役所保険年金課、各総合支所保健福祉課
- ・介護保険については、  
各区役所障害高齢課、各総合支所保健福祉課